

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

北九州地域木質バイオマス利用推進会

第1 目的

本実施要領は、北九州地域木質バイオマス利用推進会が（以下「会」という。）が令和3年3月26日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第2 実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明ためのガイドライン」（以下、「発電用ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする素材生産事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。ただし、対象とする素材生産事業者は福岡県八幡農林事務所及び行橋農林事務所管内（以下、「北九州地域」という。）で生産及び有効活用される発電利用に供する木質バイオマスに関する証明を行おうとする者とする。

第3 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書の提出

本実施要領に基づく認定を受けようとする素材生産事業者は、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を会へ提出しなければならない。

第4 審査及びその結果の通知

- 1 会は、実施要領に基づく会員等の認定のための審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（以下「認定申請書」という。）の内容について、実施要領第5の認定要件及び発電用ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 認定申請書は各月の25日までに事務局へ提出することとし、事務局は翌月25日までに審査委員会を開催し、翌月月末までに、認定の可否を申請者に通知するものとする。土日祝日を含む場合は、都度協議することとする。
- 4 審査委員会は委員の2分の1以上が出席し、出席者の過半数をもって決定するものとする。

5 現地審査に要する旅費については、当該申請者が負担することとする。

第5 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

素材生産事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

(分別管理)

1 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下、「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

2 入出荷、加工、保管の各段階において発電用ガイドラインに基づき証明する間伐由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

3 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマス入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

4 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

5 本取組の責任者が1名以選任されていること。

(反社会的勢力の排除)

次のいずれにも該当しない者であること。

1 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる者

2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

6 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

第6 事業者認定書の交付及び公表

1 会は、第4に掲げる審査により認定する素材生産事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、【別記2】で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は認定の日から3年とする。

第7 証明事項の記載

1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマス出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、【別記3-1】又は【別記3-2】とする。

第8 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、【別記4】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明された木材・木材製品等の取扱実績報告」等により、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、会へ報告する。

2 会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第9 内部検査

1 会は、必要に応じて、認定事業者による発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを立入検査するものとし、認定事業者は、会から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど会に協力しなければならない。

2 会は、分別管理の状況について帳票検査を年1回実施するものとし、認定事業者は必要な情報を提供するなど会に協力しなければならない。

3 内部検査に要する旅費については、当該認定事業者が負担することとする。

第10 認定事業者の取り消し

1 会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を会のウェブサイト等に公表するものとする。

- ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。
- ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
- ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。

2 会は、認定を取り消したときは、【別記5】で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

第11 事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期限の満了する一ヵ月前までに、【別記1】で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を会に提出しなければならない。

第12 認定事項の変更

認定事項に変更があった場合は、【別記6】で定める「事業者の認定事項変更届」を、速やかに会へ提出しなければならない。

第13 認定書の再交付

認定書を紛失（き損）した場合は、【別記7】で定める「木質バイオマス証明事業者認定書再交付申請書」を、会へ提出しなければならない。

附 則

本実施要領は、令和3年3月26日から施行する。